解散公告

当法人は、平成二十八年三月二十九日に社員総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

兵庫県神戸市北区山田町下谷上字芝床六四番地　ＮＰＯ法人神戸北すこやかクラブ

清算人　宮脇　三明

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

神戸市西区平野町中津三三番地　株式会社ナカツ電子工業

代表清算人　小林　一彦

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫ノ四、四九番地　有限会社浜尾商店

清算人　竹田千惠子

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

山口県岩国市元町四丁目八番五―八〇一号　有限会社髙尾

清算人　髙尾　武志

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

山口県周南市桜馬場通二丁目二番地　有限会社多田文具店

清算人　多田　和正

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

徳島県徳島市北沖洲四丁目一番三八号　株式会社アイハラ市場店

代表清算人　田中　浩二

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

高知県吾川郡いの町新町九一番地　有限会社山清

清算人　新居　成基

解散公告

当社は、平成二十八年四月六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

北九州市小倉北区上富野一丁目三番一二―三〇二号　土居商工株式会社

代表清算人　土居　秀三

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

佐賀県小城市小城町晴気三七八七番地　株式会社円城寺

代表清算人　円城寺　實

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年九月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十八年三月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

北海道勇払郡安平町早来大町一一六番地四　医療法人社団畑山医院

清算人　畑山由起子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月二十二日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

千葉市美浜区高洲一丁目一五番五号　医療法人社団成瀬医院

清算人　成瀬　忠博

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌月から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

東京都千代田区岩本町二丁目一五番一〇号　農業機械販売業厚生年金基金

代表清算人　鈴木　豊章

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年三月三十日川崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目二六四番地三　小杉三丁目中央地区市街地再開発組合

代表清算人　伊藤　奎助

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年一月十七日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

佐賀県唐津市相知町楠六九六番地二　楠生産森林組合

代表清算人　古川　保男

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

秋田県秋田市中通二丁目二番三二号　秋田県電子工業厚生年金基金

代表清算人　須田　精一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十二月二十日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十八年三月三十一日茨城県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

茨城県筑西市関本下一五九番地　学校法人飯村学園

清算人　飯村　和美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月十四日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

栃木県下都賀郡壬生町通町一二番二二号　壬生町御里土地区画整理組合

代表清算人　小林　一男